

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年2月10日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、3月13日からマスク着用に関する考え方について、「個人の判断に委ねることを基本とする」こととなりました。

ただし、感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、高齢者等重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面などでは、引き続き着用することが推奨されます。

本学の教職員や学生等については、「教育、研究、医療」という使命を万全に果たすこと、更に附属病院は本県医療の最後の砦であることに留意し、下記のとおり感染防止対策に引き続き、ご協力をお願いします。

なお、学生については、学部や学年ごとの通知等に従い慎重な行動をお願いします。

記

1 基本対策として取り組むこと

(1) 一人一人基本的な感染対策を徹底すること

※1 **国や県が推奨する効果的な場面でのマスクの着用**、こまめな手洗いや手指消毒の徹底、こまめな換気やソーシャルディスタンスの確保、健康ダイアリーによる毎日の健康観察など

※1 **場所**：医療機関受診時、医療機関訪問時、混雑した電車・バス等乗車時など

人：症状がある方、検査で陽性の方

(2) 家庭から感染が広がらないよう取り組むこと、同居する家族が濃厚接触者と判明した日から数日程度、出勤・登校を控えるなど検討すること

(3) 発熱や喉の痛みなどの症状がある場合や感染の不安などがある場合は出勤・登校を控え、かかりつけ医や診療検査医療機関、受診・相談センターに早めに受診・相談すること

(4) PCR検査や検査キット等により検査した場合及び検査結果が「陽性」となった場合は、教職員は所属長に、学生は学生担当課（室）に連絡するなど適切に対応すること

(5) 会食時は感染リスクが高まることから十分に注意すること、感染対策の徹底された飲食店を利用すること

(6) 旅行や帰省等、移動する時は、自身の体調管理や移動先の感染情報把握などを含め、感染防止対策を講じること

※適宜、新型コロナワクチンの接種をお願いします。

2 職場として取り組むこと

(1) 職場内の感染防止対策を徹底すること

※2 上記1(1)の効果的な場を踏まえ場面に応じたマスクの着用、手指消毒の徹底、職場内の消毒や換気、出勤時の健康チェック（所属の教職員の健康ダイアリーの確認）など
(※2 附属病院に立ち入る際は、教職員や学生等を問わずマスクを着用すること)

(2) 時差出勤・在宅勤務やオンライン会議などを状況に応じて活用し、職員同士を含めた人との接触機会の低減を図ること（時差出勤・在宅勤務について附属病院勤務職員は、この限りではない）

(3) 業務継続計画（BCP）などを確認し、優先順位が高い業務において未処理や遅滞などが発生しないように努めること

3 本学学生として取り組むこと

学部や学年ごとの通知等に従い慎重な行動をとること

4 イベント等を開催する場合

規模に関わらず、感染防止対策を徹底し、県が定める要件に従うこと

「三つの密」が発生しない席の配置、人と人との距離の確保、出演者や参加者等に係る行動管理、会場内の消毒や換気など

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

令和5年3月10日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一